

利用規約
新旧対照表

2022年11月18日

新	旧	備考
<p>第 17 条（対象暗号資産の受領・送付）</p> <p>1 ユーザーは、本サービスの利用を目的として、CoinTrade 口座以外において管理されている対象暗号資産を、当社所定の方法により、CoinTrade 口座にて受領することができます。当該受領は、当該対象暗号資産に係る送付手続きの完了時点ではなく、当社がその送付を合理的に認識し得る時点をもって行われ、当社所定の方法により CoinTrade 口座の残高に反映されるものとします。</p> <p>2 ユーザーは、当社所定の方法で本人認証を行った場合に、ユーザーが保有する対象暗号資産の送付先（当該送付先として当該対象暗号資産を受け取る者を、以下「受取人」といいます。）としてユーザー指定の暗号資産アドレス（以下「登録暗号資産アドレス」といいます。）を、当社に登録することができます。なお、当社は、登録暗号資産アドレスに係る情報の正確性及び有効性について保証するものではありません。</p>	<p>第 17 条（対象暗号資産の受領・送付）</p> <p>1 ユーザーは、本サービスの利用を目的として、CoinTrade 口座以外において管理されている対象暗号資産を、当社所定の方法により、CoinTrade 口座にて受領することができます。当該受領は、当該対象暗号資産に係る送付手続きの完了時点ではなく、当社がその送付を合理的に認識し得る時点をもって行われ、当社所定の方法により CoinTrade 口座の残高に反映されるものとします。</p> <p>2 ユーザーは、当社所定の方法で本人認証を行った場合に、ユーザーが保有する対象暗号資産の送付先（当該送付先として当該対象暗号資産を受け取る者を、以下「受取人」といいます。）としてユーザー指定の暗号資産アドレス（以下「登録暗号資産アドレス」といいます。）を、当社に登録することができます。なお、当社は、登録暗号資産アドレスに係る情報の正確性及び有効性について確認する責任を負いません。</p>	<p>(変更)</p>

新	旧	備考
<p>① <u>受取人の暗号資産アドレス</u></p> <p>② <u>受取人がユーザー本人か本人以外かの別</u></p> <p>③ <u>受取人が本人以外の場合、受取人の氏名及び住所(法人の場合は法人名及び所在地)</u></p> <p>④ <u>①が暗号資産交換業者の管理するアドレスか否かの別</u></p> <p>⑤ <u>①が暗号資産交換業者の管理するアドレスもしくは規制対象外国暗号資産交換業者に該当しない外国所在事業者の管理するアドレスの場合、その名称及び所在地</u></p> <p>⑥ <u>送付の目的</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>(追加)</p>
<p><u>5. 前項に定める</u>必要情報の提供にあたっては、ユーザーは、以下のことを表明し保証するものとします。</p> <p>① ユーザーが受取人本人から当該受取人に係る情報を取得したものであること、及びユーザーが個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者である場合には当社に対して当該情報を提</p>	<p><u>なお、当該</u>情報の提供にあたっては、ユーザーは、以下のことを表明し保証するものとします。</p> <p>① ユーザーが受取人本人から当該受取人に係る情報を取得したものであること、及びユーザーが個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者である場合には当社に対して当該情報を提</p>	<p>(変更)</p>

新	旧	備考
<p>供することについて受取人本人から同意を取得していること</p> <p>② ユーザーが当社に対して提供する受取人に係る情報は、正確かつ最新のものであること</p> <p>③ ユーザーが当社に対して提供した当社が対象暗号資産の送付に関するリスク評価を行うために必要な所定の情報は、真実かつ正確であること</p> <p>④ <u>受取人（受取人が法人の場合、その実質的支配者を含む。）が外為法に基づく規制対象者でないこと</u></p>	<p>供することについて受取人本人から同意を取得していること</p> <p>② ユーザーが当社に対して提供する受取人に係る情報は、<u>当該ユーザーの知る限り</u>、正確かつ最新のものであること</p> <p>③ ユーザーが当社に対して提供した当社が対象暗号資産の送付に関するリスク評価を行うために必要な所定の情報は、真実かつ正確であること</p>	<p>(変更)</p>
<p><u>6 本条第 3 項に基づく暗号資産の送付のうち、当該申請に係る送付先が暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第 2 条第 9 項に規定する「外国暗号資産交換業者」を含む。）の管理するアドレスの場合には、当社が、送付依頼人を確認すること及びマネー・ロンダリング防止等を目的として取引内容を確認するために、以下に定める「送付依頼人情報」を提供することに同意したものとみな</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

新	旧	備考
<p><u>します。</u></p> <p>① <u>ユーザーの氏名（法人の場合は名称）</u></p> <p>② <u>ユーザーの暗号資産アドレス</u></p> <p>③ <u>ユーザーの住所（法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地）又は顧客識別番号</u></p> <p>④ <u>その他当社が当該送付のリスク評価のため必要と判断した事項</u></p> <p><u>7 本条第 4 項に定める必要情報の提供がない場合には、当社は法令等に基づき、その暗号資産の送付に応じないことがあります。</u></p> <p><u>8</u> 当社は、<u>本条第 3 項</u>に基づく申請を受けた場合、当該申請に係る送付数量及び当社所定の送付手数料を、ユーザーの CoinTrade 口座 から差し引き、当該申請に係る送付数量を登録暗号資産アドレス に対して送付するものとします。当社は、ユーザーの指示</p>	<p>(新設)</p> <p><u>5</u> 当社は、<u>前二項</u>に基づく申請を受けた場合、当該申請に係る送付数量及び当社所定の送付手数料を、ユーザーの CoinTrade 口座 から差し引き、当該申請に係る送付数量を登録暗号資産アドレス に対して送付するものとします。当社は、ユーザーの指示に従い</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p>

新	旧	備考
<p>に従い 登録暗号資産アドレスに対して送付手続きを行った場合には、当社に故意又は過失がない限り、当該手続きにかかる対象暗号資産について一切の責任を免れるものとします。なお、ユーザーの口座残高が前項の申請に係る送付数量及び送付手数料の合計を超えない場合、又は当該申請に係る送付数量が1日あたりの当社所定の限度数量を超える場合には、送付ができませんのでご注意ください。</p> <p>(省略)</p>	<p>登録暗号資産アドレスに対して送付手続きを行った場合には、当社に故意又は過失がない限り、当該手続きにかかる対象暗号資産について一切の責任を免れるものとします。なお、ユーザーの口座残高が前項の申請に係る送付数量及び送付手数料の合計を超えない場合、又は当該申請に係る送付数量が1日あたりの当社所定の限度数量を超える場合には、送付ができませんのでご注意ください。</p> <p>(省略)</p>	
<p>第18条(解約)</p> <p>2 CoinTrade 口座に保管資産の残高がある場合、ユーザーは解約手続きを行うことができません。ユーザーは、CoinTrade 口座の保管資産の残高を全て引き出したうえで、解約申請を行うものとします。但し、口座に金銭又は暗号資産の残高がある場合で、かつ当該残高が各々の送付又は出金に係る手数料および最小出金額の合計を下回る場合には、当社は、当該送付又は出金に係る手数料およ</p>	<p>第18条(解約)</p> <p>2 CoinTrade 口座に保管資産の残高がある場合、ユーザーは解約手続きを行うことができません。ユーザーは、CoinTrade 口座の保管資産の残高を全て引き出したうえで、解約申請を行うものとします。但し、口座に金銭又は暗号資産の残高がある場合で、かつ当該残高が各々の送付又は出金に係る手数料を下回る場合には、当社は、当該送付又は出金に係る手数料を上限とする額を手数料</p>	<p>(変更)</p>

新	旧	備考
<p><u>び最小出金額の合計値を上限とする額を手数料として当該残高から申し受けることとします。なお、ユーザーから同意を得た場合に限</u> <u>り、前述の残高を上回る場合でも手数料として当該残高から申し受け、本サービスを解約することができます。</u></p>	<p><u>として当該残高から申し受けることとします。</u></p>	
<p>第31条（存続規定）</p> <p>1 本条のほか、第7条第3項、第8条第4項、第11条、第12条、第14条第6項、第16条第3項、第5項及び第6項、第17条第<u>10</u>項、第5項及び第6項、第18条第2項、第19条第2項及び第3項、第20条第2項、第3項及び第4項、第21条第3項、第24条、第25条第4項、第28条、第29条、第30条並びに第32条の規定は、利用規約の終了後も有効に存続するものとします。</p>	<p>第31条（存続規定）</p> <p>1 本条のほか、第7条第3項、第8条第4項、第11条、第12条、第14条第6項、第16条第3項、第5項及び第6項、第17条第<u>7</u>項、第5項及び第6項、第18条第2項、第19条第2項及び第3項、第20条第2項、第3項及び第4項、第21条第3項、第24条、第25条第4項、第28条、第29条、第30条並びに第32条の規定は、利用規約の終了後も有効に存続するものとします。</p>	(変更)

以上